

## **公平交易法(高度模倣)**

1. 商品（携帯電話カバー）の外観の高度模倣事案において、誤認混同のおそれがあることなどを理由に、公平交易法第 25 条の「取引秩序に影響を与えるに足る、明らかに公平性を欠く行為」に該当すると判断した事例

### **【書誌事項】**

当事者：D 社及び個人 L(控訴人、上告人)、A 社（被控訴人、被上告人）

判断主体：（控訴審）知的財産商業裁判所

（上告審）最高裁判所

事件番号：（控訴審）112 年度民公上字第 2 号民事判決

（上告審）113 年度台上字第 1585 号

言渡し日：（控訴審）2024 年 5 月 30 日

（上告審）2024 年 10 月 16 日

事件の経過：商品（iPhone 用の携帯電話カバー。いくつかのパーツで構成され、組合せを自由に変えることができることが特徴）の外観の高度模倣事案において、公平交易法第 25 条の「取引秩序に影響を与えるに足る、明らかに公平性を欠く行為」に該当するとして、損害賠償等を認めた一審判決が、控訴審、上告審でも維持された。上告審では詳しい説明はされていないため、本報告書では控訴審を中心に紹介する。

### **【概 要】**

A 社が D 社に対して、A 社の製品（Mod NX 携帯電話ケース）を D 社が模倣したことが（「悪魔盾一代」「悪魔盾二代」携帯電話保護ケース）、公平交易法第 22 条、第 25 条に違反するとして、販売の差止め、損害の賠償等を求めた（具体的にどの点が類似していたと認定されたのかについては、【判決の概要】において詳しく紹介する）。

裁判所は、公平交易法第 22 条違反は認めなかったが、公平交易法第 25 条（「本法に別段の規定があるものの他、事業者は、取引秩序に影響するに足る欺罔行為又は明らか

に公平性を欠くその他の行為をしてはならない」と規定されているにすぎない) に違反したとして、販売の差止め、損害賠償請求等を認めた。

本件は、高度模倣行為が違法になる場合、どのような要素が考慮されるのかを検討する上で、参考になると思われる。

#### 【事実関係及び経緯】

公平交易法第 22 条では、以下のように規定されている（商品の外観の模倣も対象としているが、「著名性」が要件となっている）。

#### 第 22 条

- 1 事業者は、その営業において提供する商品又は役務につき、次に掲げる行為をしてはならない。
  - 一、著名な他人の氏名、商号若しくは会社の名称、商標、商品容器、包装、外観又はその他、他人の商品を示す標識と同一若しくは類似のものを使用し、それをもって他人の商品と混同を生じさせること、又は、当該標識を使用する商品を販売、運送、輸出若しくは輸入すること。
  - 二、著名な他人の氏名、商号又は会社名、標章又はその他の、他人の営業、役務を示す標識と同一又は類似のものを使用し、それをもって他人の営業又は役務の施設又は活動と混同を生じさせること。
- 2 前項の氏名、商号又は会社の名称、商標、商品容器、包装、外観又はその他の、他人の商品又は役務を示す標識については、法律に従って商標権を取得している場合は、これを適用しない。

公平交易法第 25 条は、包括的な規定であり、以下のように規定されている。

第 25 条 本法に別段の規定があるものの他、事業者は、取引秩序に影響するに足る欺罔行為又は明らかに公平性を欠くその他の行為をしてはならない。

第一審判決では、第 22 条に規定する「著名な商標」の外観という要件は満たさない

としつつ、第 25 条違反を認め、以下のように判決した。

- 一、被告 D 社は、自らまたは他者に委託して「iPhone XR、iPhone 11、iPhone 11 Pro、iPhone 11 Pro Max」に使用される別表 1-1「悪魔盾一代」、別表 1-2「悪魔盾二代」携帯電話保護ケース商品を製造、販売または宣伝してはならない。
- 二、被告 D 社および被告 L は、原告に対し新台幣ドル 100 万元及び 2021 年 9 月 10 日から完済日まで年利 5%で計算した利息を支払わなければならない。
- 三、被告 D 社は、その公式ウェブサイト (<https://devilcase.com.tw/>) およびフェイスブックのファンページ (<https://www.facebook.com/devilcase>) の投稿欄に、本件民事判決の当事者名、事件の概要および主文を掲載しなければならない。この投稿は公開設定とし、掲載期間は投稿日から 1 か月とする。
- 四、原告のその他の請求は棄却する。

これに対して、D 社は控訴したが、原判決が維持され、控訴が棄却された。さらに被告（控訴人）は上告したが、上告も棄却された。以下では控訴審判決を紹介する。

#### 【判決の概要】

1. （公平交易法第 25 条について）事業者が他人のよく知られている商品外観や特徴を高度に模倣し、他人のよく知られている広告や評判に積極的に便乗する方法で、その努力の成果を搾取し、又は重要な取引情報を積極的に欺瞞し若しくは消極的に隠匿して、誤解を招くに足る方法で取引を行った場合において、全体的な取引秩序を総合的に考慮し、当事者間の私法上の利益分配又はリスク負担に極度に不均衡な状況を生じさせたときには、上記の条文の要件を満たすと認められる。一方、事業者の行為が欺罔や著しい不公平を伴わず、又は市場における効率的な競争を妨げず、又は取引秩序に影響を与えない場合には、当該条文の適用はない（最高法院 107 年度台上字第 1967 号、109 年度台上字第 2725 号民事判決参照）。

「公平を明らかに失する」とは、「明らかに不公平な方法で競争または商業取引を行う」ことを指す。よく見られる具体的な主要類型の一つとして、他人の努力の成果を搾取することが挙げられる。その典型的な行為の態様としては、例えば「他人

の評判に便乗すること」や「高度な模倣」がある。高度な模倣に該当するかを判断する際には、以下の点を総合的に考慮すべきである。

- (1) その模倣が「完全に一致」または「高度に類似」の程度に達しているかどうか
- (2) 模倣者が払った努力のコストと、それによって得られた競争上の優位性又は利益との関連性および相当性

- (3) 模倣された対象物が市場競争において持つ独自性および市場における地位

2. (両製品の特徴を詳細に記載した上で) 携帯電話ケースの全体的な外観デザイン、カバー曲率および厚さを観察すると、D社の悪魔盾一代、二代携帯電話ケースは、表面のシボ加工処理、取り外し可能なボタン、凹刻方式で刻印されたブランド名および充電ポート内のホルダー用のデザイン、携帯電話ケースのカバー高さ、カバー曲率および側面の厚さなどの特徴において、A社のMod NX 携帯電話ケースと類似しており、全体的な外観の印象に明確な差異はない。

3. Mod NX 携帯電話ケースのデザインコンセプトは、自由な組み合わせスタイルである。すなわち、ボタンや背面パネルは好みに応じて色やパターンを別途組み合わせることができる。

また、A社は、「フレーム背面パネルのモジュール化」、すなわち Mod NX 携帯電話ケースを発表した際、2017年9月13日に公式サイトで「私の背面パネル試着室」というコンセプトで、多くの背面パネルデザインを選択できると宣伝した。

これに対し、D社はすぐに2018年1月24日に悪魔盾商品携帯電話ケースを「携帯電話試着室」として宣伝した。背面パネルと携帯電話ケースを「試着室」とするコンセプトがA社の宣伝コンセプトと類似していることがわかる。D社は、A社が特定の背面パネルデザインや宣伝コンセプトを発表した後に、すぐに類似した背面パネルデザインや宣伝コンセプトを発表していることが明らかである。

4. (ショッピングサイトでの記載内容を分析した上で) さらには、外観が非常に似ていると考える消費者や、両者の間に協力関係があると考えられる消費者もいる。このような事実は、関連する消費者も悪魔盾一代、二代携帯電話ケースの全体的な外観がMod NX 携帯電話ケースに似ていると認識していることを十分に証明している。

5. 以上のことから、両者の製品デザインおよびマーケティング手法、関連する消費者

の Mod NX 携帯電話ケースと悪魔盾一代、二代携帯電話ケースに対する評価などを総合的に考慮すると、D 社が販売する悪魔盾一代、二代携帯電話ケースが Mod NX 携帯電話ケースの全体的な外観デザインを模倣しているだけでなく、関連する背面パネルデザインなどのアクセサリやマーケティング手法も類似していることが証明される。消費者にとっては混乱を招き、違いを識別することが難しく、市場に参加している事業者にとっては、市場での取引秩序の安定にも影響を与える可能性がある。

6. 以上のとおり、D 社が販売する悪魔盾一代、二代の携帯電話ケースの全体的な外観とデザインは、A 社が販売する Mod NX 携帯電話ケース、および D 社が提出した他社の携帯電話ケースと比較した結果、悪魔盾一代、二代の携帯電話ケースは Mod NX 携帯電話ケースに明らかに類似しており、他社が製造する携帯電話ケースとは明らかな差異が存在する。この事実は前述のとおりである。

D 社が販売する悪魔盾一代、二代の携帯電話ケースは、全体的な印象や視覚的な印象において、Mod NX 携帯電話ケースを高度に模倣している程度に達しており、消費者が異なる時間や場所で観察した場合、誤認混同のおそれが確かに存在する。これにより、両ブランド・・・の背後にある会社の関係を十分に理解していない場合、両ブランド間にフランチャイズやライセンス関係があると誤認する可能性があり、または・・・関連企業であるとの連想を生じさせる可能性がある。さらに、悪魔盾一代、二代の携帯電話ケースを Mod NX 携帯電話ケースのサブブランドと誤認する可能性がある。

D 社はこのような経営モデルを通じて、自らデザインを創作する時間や労力を大幅に節約できるだけでなく、より多くの潜在的な消費者を引き付け、Mod NX 携帯電話ケースのデザインを好む消費者が悪魔盾一代、二代の携帯電話ケースを選択して購入するようにし、代替効果を生じさせている。

D 社の高度な模倣行為は、A 社の評判に便乗するだけでなく、不当な競争手段によって関連消費者の取引決定に影響を与え、全体の取引秩序に影響を及ぼし、著しく不公平な行為であり、これは公平交易法第 25 条に違反するものである。

控訴審判決が以上のように判示し控訴を棄却したのに対して、D社が上告したが、最高裁判所は適法な上告理由がないとして、控訴審判決を維持した（判決に記載された内容は控訴審の結論部分とほぼ同様）。

#### 【専門家からのアドバイス】

台湾における日本の不正競争防止法に対応する法律は「公平交易法」であるが、デッドコピーについての個別の条文はない。但し、著名な商品の外観については、第22条で保護されており、さらに第22条で保護されない場合でも、第25条（「本法に別段の規定があるものの他、事業者は、取引秩序に影響するに足る欺罔行為又は明らかに公平性を欠くその他の行為をしてはならない」）により保護される可能性がある。

第25条については、同法の所轄官庁である公平交易委員会から、「公平交易法第25条の事件に関する公平交易委員会の処理原則」（公平交易委員會對於公平交易法第二十五條案件之處理原則）が公表されている。2017年に改訂される前には、デッドコピーについて、以下のような記載があった。

高度な模倣に該当するかを判断する際には、以下の点を総合的に考慮すべきである。

- (1) その模倣が「完全に一致」または「高度に類似」の程度に達しているかどうか
- (2) 模倣者が払った努力のコストと、それによって得られた競争上の優位性又は利益との関連性および相当性
- (3) 模倣された対象が市場競争において持つ独自性および市場における地位

その後、2017年の改定の際に削除され、単に「事業者は、他の企業が公平交易法第22条の要件を満たさない高度模倣行為によって損害を被った場合、公平交易法の民事的救済によって解決することができる」との記載となっており、具体的な要件は記載されていない。

しかし、本件においては、上記の3要素が引用され、これに従って判断がなされている。従って、ガイドラインにおいては削除されたものの、上記の3要素は現在も参考になると考えられる。

また、上記の3要素では明示的には触れられていないが、「消費者が異なる時間や場所で観察した場合、混同や誤認の恐れ」があり、「両ブランド間にフランチャイズやラ

イセンス関係があると誤認する可能性」があることが、判決の結論部分で示されている。これは、商標の誤認混同のおそれを判断する際の基準と同様である。この誤認混同のおそれがあることも、判断の際の重要な判断要素になると考えられる。